

## 学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程

[制 定 平成20年9月26日]

[最近改正 令和 3年3月 1日]

### (目的)

**第1条** この規程は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（平成26年2月18日改正）に基づき、学校法人植草学園（以下「学園」という。）における公的研究費の適正な運営及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** 公的研究費とは、植草学園大学（以下「大学」という。）及び植草学園短期大学〔以下「短大」という。）の教員（以下「教員」という。）が文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

### (責任体制)

**第3条** 公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、責任体制に関する組織を置く。

2 前項の組織、担当者及び任務等は、次のとおりとする。

組織区分	担当者	任 務
最高管理責任者	理事長	公的研究費の運営及び管理について最終責任を負い、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び経費管理責任者が適正な業務執行が行えるよう、十分な環境及び体制の構築を図る。
統括管理責任者	学園事務局長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持ち、学園の具体的な対策を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告する。
コンプライアンス推進責任者	学長	統括管理責任者の指示の下、管理監督する当該大学又は短大における公的研究費の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つ。
副コンプライアンス推進責任者	大学 : 学部長 短大 : 学科長 事務部門 : 総務課長	コンプライアンス推進責任者の業務を分担し、当該学部（学科）における実効的な管理監督を行う。
経費管理責任者	法人財務課長	統括管理責任者を補佐し、公的研究費の経理に関し、実質的な責任と権限を持つ。

### (コンプライアンス推進責任者)

**第4条** コンプライアンス推進責任者は、前条に規定するもののほか統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- 2 自己の管理監督又は指導する大学(短大)における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者に実施状況を報告する。
- 3 公的研究費に関わる者(教員、学生及び職員(以下、これらを「教員等」という。))に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 4 教員等の公的研究費の管理、執行状況等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

#### (適正管理に関する規程)

**第5条** 公的研究費の適正な運営管理を行うため、次の細則を定める。

- (1) 学校法人植草学園研究活動上の不正行為対応細則(以下「不正行為対応細則」という。)

※ 27.3.6 日本学術会議 規程モデル に準じて制定

- (2) 学校法人植草学園公的研究費取扱細則(以下「公的研究費取扱細則」という。)

- 2 公的研究費に係る規程は、教員等に明示し、明確かつ統一的に運用しなければならない。この場合において研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、特例措置を行うことができるものとする。
- 3 前項の特例措置は、規定等により、明確化して教員等に周知するものとする。
- 4 教員等は、公的研究費に関する規程等を熟知し、遵守しなければならない。

#### (職務権限)

**第6条** 公的研究費の事務処理手続きに関する教員と事務職員の権限と責任は、学園会計規則その他の学園規則等の定めるところによる。

#### (教員等の行動規範等)

**第7条** 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用を防止する観点から、教員等の行動規範を別表のとおり定める。

- 2 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての関係者に誓約書の提出を求める。誓約を求め内容は、次のとおりとする。誓約書の様式は、別紙様式1のとおりとする。
  - (1) 本学の規則を遵守すること。
  - (2) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
- 3 誓約書を提出しない者は、公的研究費の申請、運営及び管理を行うことができない。

#### (不正に係る調査手続き及び懲戒)

**第8条** 公的研究費の不正な使用に係る事案が発生したときは、不正行為対応細則に基づき対応する。この場合において、不正行為を行った者が職員又は教員(いずれも非常勤である者を含む。)である場合は、学校法人植草学園職員就業規程(以下「就業規程」という。)に基づき、必要な処分を行う。

#### (予算の適正管理)

**第9条** 統括管理責任者は、不正防止計画を踏まえ、次の各号に掲げる事項について留意しつつ、公的研究費の適切な予算執行に努めなければならない。

- (1) 予算の執行状況の検証及び確認並びに把握

- (2) 教員と業者の取引関係において、癒着を防止する対策
- (3) 物品の発注及び検収業務について、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムの構築及び運営
- (4) 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認及び教員の出張計画の実行状況等の管理体制の整備

#### (取引業者)

**第10条** 取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながり得る問題がとらえられるよう、実効性のある牽制体制を構築し管理する。

2 学園の不正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底し、取引業者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。誓約書の様式は、別紙様式2のとおりとする。

- (1) 学園の規則を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 学園の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には本学に通報すること。

3 誓約書を提出しない取引業者とは、原則として公的研究費に関わる取引を行うことができない。

#### (不正な取引に関与した業者の処分方針)

**第11条** 統括管理責任者は、不正な取引に関与した業者がある場合は、取引停止等の処分を行うものとする。

2 取引停止等の処分に関し必要な事項は、学校法人植草学園研究費不正運用取引取扱規程に定めるところによる。

#### (相談窓口)

**第12条** 公的研究費の事務処理手続き及び使用等に係る学園内外からの相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

- 2 相談窓口は、法人財務課とする。
- 3 相談窓口は、相談があった事項について、自ら又は関係部署を通じて速やかに処理し、効率的な研究遂行を適切に支援するものとする。

#### (通報窓口)

**第13条** 公的研究費の不正使用に関する学園内外からの通報及び告発を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

- 2 通報窓口は、学校法人植草学園公益通報等規程に定める法令担当室（法人本部課）とする。
- 3 公的研究費の不正使用に関する情報は、不正行為対応細則に基づき、速やかに調査を行い、最高管理責任者に報告しなければならない。

#### (不正防止取り組み等の公表)

**第14条** 最高管理責任者は、公的研究費の不正への取り組みに関する学園の方針及び意思決定手続きを外部に公表するものとする。

**(内部監査)**

**第15条** 最高管理責任者は、法令担当室に対して、公的研究費が適正に運営及び管理されているか、継続監視及び内部監査を実施させなければならない。

2 法令担当室は、効率的、効果的かつ多角的な不正防止計画の進捗管理及び内部監査の実施が行えるよう監事及び会計監査人との連携を強化し、実効性のあるモニタリング及びリスクアプローチ監査に努めるものとする。

3 公的研究費に係る内部監査に関し必要な事項は、学校法人植草学園内部監査規程に定めるところによる。

※ 内部監査規程の対象は、公的研究費に限らない。(個人研究費、共同研究経費)

**(事務)**

**第16条** 公的研究費の執行に係る事務は、法人財務課において処理する。

**(規程の改廃)**

**第17条** この規程の改廃は、理事会の議決を得て理事長が行う。

**(雑則)**

**第18条** この規程に定めるもののほか、公的研究費の適正な運営及び管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年9月26日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日理事会承認)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日理事長決裁)

この規程は、令和3年4月1日から施行する  
(短大福祉学科をこども未来学科に名称変更、地域介護福祉専攻及び児童障害福祉専攻の廃止に伴う条文整備)

植草学園大学・植草学園短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成27年3月30日理事会承認

この行動規範は、公的研究費を使用する上での学校法人植草学園としての取り組みの指針を定めるものである。

**第1** 公的研究費に関わる教員、職員及び学生（以下、これらを「教員等」という。）は、公的研究費の使用にあたって、当該費用の配分機関が定める各種規則及び学園が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。

**第2** 教員等は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、教員においては適正かつ計画的・効率的な使用に努め、事務職員においては機関管理の主体的な役割を担うものとする。

**第3** 教員等研究者は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動する。

**第4** 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。

**第5** 教員等は、公的研究費の不適切な使用が当事者のみの問題にとどまらず、学園におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、更には研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し、別に定める公的研究費の使用に関する不正防止計画をふまえて行動する。

**第6** この行動規範の改廃は、理事長が理事会の承認を得て行う。

## 別紙様式1 公的研究費運営・管理関係者誓約書

(学校法人植草学園公的研究費運営管理規程第7条第2項関係)

---

研究費取扱 教職員 各位

学校法人植草学園理事長 植 草 和 典

### 誓約書の提出について

公的研究費の執行にあたり、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日決定・平成26年2月18日改正）の通知に伴い、公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者等は、「学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程」に基づき、研究費を適正に使用することの誓約書を提出することが必要となります。

なお、研究費の適正使用は、学校法人植草学園が、公的教育研究機関であることにかんがみ、公的研究費に限らず学校法人植草学園による個人研究費、共同研究経費においても同様の対応をとることを必要とします。

つきましては、下記要領に従い誓約書の提出をお願いいたします。

#### 1. 対象となる研究費

- (1) 科学研究費助成事業等の公的研究費
- (2) 民間機関からの研究費
- (3) 学校法人植草学園における個人研究費及び学内共同研究助成金

#### 2. 提出時期

- (1) 毎年度当初に提出する。(年度中途の採用者及び異動者にあっては、採用等の時期)
- (2) 4月交付申請時。研究期間中に分担者や補助作業が発生した場合には、それらの者が業務を行う前に提出。

#### 3. 提出対象者

研究者、共同研究者、研究協力者、補助事業者（含学生アルバイト）、事務職員等、研究に関わる全ての者。

※ 誓約書は、他大学等の研究者が研究代表者である研究課題に研究分担者等として参加する場合も含むものです。

#### 4. 提出先：法人財務課

- ※ 提出された誓約書は、次の責任体制による確認を行います。
- 最高管理責任者（理事長） ○ 統括管理責任者（学園事務局長）
  - コンプライアンス推進責任者（学長）、
  - 副コンプライアンス推進責任者（学部長、専攻主任、総務課長）

(研究者向様式)

### 研究費の運営・管理に関する誓約書

学校法人植草学園 理事長 殿

私は、公的研究費その他の研究費の使用にあたり次のことを誓約いたします。

1. 社会規範，法令，学園規則その他のルールを遵守すること。
2. 規則等に違反して，不正を行った場合は，学園や公的研究機関等の配分機関の処分及び法的責任を負担すること。

令和 年 月 日 (日付は記入日をご記入ください。)

所属

職名

氏名 (自署)

印

(職員向様式)

### 公的研究費の運営・管理に関する誓約書

学校法人植草学園 理事長 殿

私は、公的研究費その他の研究費の使用にあたり次のことを誓約いたします。

1. 社会規範，法令，学園規則その他のルールを遵守すること。
2. 規則等に違反して，不正を行った場合は，法的責任を負担すること。

令和 年 月 日 (日付は記入日をご記入ください。)

所属

職名

氏名 (自署)

印

別紙様式2 公的研究費運営・管理関係者誓約書

(学校法人植草学園公的研究費運営管理規程第10条第2項関係)

令和 年 月 日

取引業者 各位

学校法人植草学園理事長 植 草 和 典

誓約書の提出について（依頼）

平素より、本学園の運営には御理解、御協力いただきありがとうございます。

学園におきましては、科学研究費等の公的研究費のをはじめとする研究費の適正使用にあたり、文部科学省の通知に基づき、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた「誓約書等」の提出をお願いすることとなりました。

（「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日決定・平成26年2月18日改正）

なお、研究費の適正使用は、学校法人植草学園が、公的教育研究機関であることにかんがみ、公的研究費に限らず学校法人植草学園による個人研究費、共同研究経費においても同様の対応をとることといたしました。

つきましては、趣旨を御理解の上、別紙により誓約書の提出をお願いいたします。  
（誓約書を提出しない場合は、原則として研究費に関わる取引を行うことができません。）

なお、次の取引業者等は除きます。

1. 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
2. 学校法人
3. 国際組織、外国企業等
4. 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
5. 弁護士・特許・税理士事務所等
6. 商取引の相手方ではない個人
7. その他、本件の趣旨になじまない業種等

※ 誓約書【提出先】及び【お問合せ先】

〒266-0007 千葉県若葉区小倉町1639番3

学校法人植草学園学園事務局法人財務課

TEL 043-239-2647

FAX 043-214-5003

E mail : zaimu@uekusa.ac.jp



公的研究費に関する誓約書

学校法人植草学園 理事長 殿

当社（当法人）は、学校法人植草学園との取引に当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 一 学園の規則を遵守し、貴法人との適正取引を行うこと。
- 二 貴法人における監査及びその他の等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。
- 三 貴法人との取引に当たり、当社（法人）に不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 四 貴法人の構成員から、不正な行為の依頼等があった場合には、貴法人法令担当室（法人本部課）に通報すること。

令和 年 月 日

社名

代表者等役職

氏名

⑨

~~~~~

※ 日付は「書類作成日」又は「社内決裁日」等をご記入ください。

※ 宣誓者は、本社代表者又は支店責任者等名で作成してください。

## 誓約書提出における留意事項

学校法人植草学園が執行する経費は、社会規範、法令、学園内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

誓約書の提出においては、下記の留意事項を熟読いただき、ご同意の上、提出願います。

### 記

#### 1. 法令等の遵守

- (1) 取引にあたり、賄賂・談合及び本学園教職員等との癒着などが生じることがないようにして下さい。
- (2) 次の行為は、不正行為となります。
  - ・ 預り金 : 学園教職員等からの預け金の依頼に承諾すること。
  - ・ 品名替 : 取引事実と異なる品名に書き換えた書類を提出すること。
  - ・ その他 : 上記以外の虚偽の書類を作成すること。
- (3) 発注は、原則として本学園法人財務課担当事務職員が行います。

#### 2. 取引先選定の公平性

- 1) 本学園では、透明性及び公平性を確保し、調達競争性を高めるため、特定の取引先様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご承知下さい。

#### 3. パートナーシップ

- (1) 学園教職員から調達に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対に応じないようにして下さい。

当該要請があった場合は、学園の通報窓口（学校法人植草学園法人本部課 TEL 043-239-2645）にご連絡下さい。
- (2) 学園が不適切な取引の事実関係を調査する場合等は、取引記録に関する帳簿等の提供などに、全面的にご協力下さい。